

会社の対外的信用力の向上に

会計参与制度

決算書への信頼度がアップ その結果…

- ①株主は会社の経営状態をより正確に把握できるようになります。
- ②金融機関からの信頼が高まり、資金調達がより円滑となることが期待できます。
- ③取引先の信用が増し、業務の拡大につながります。



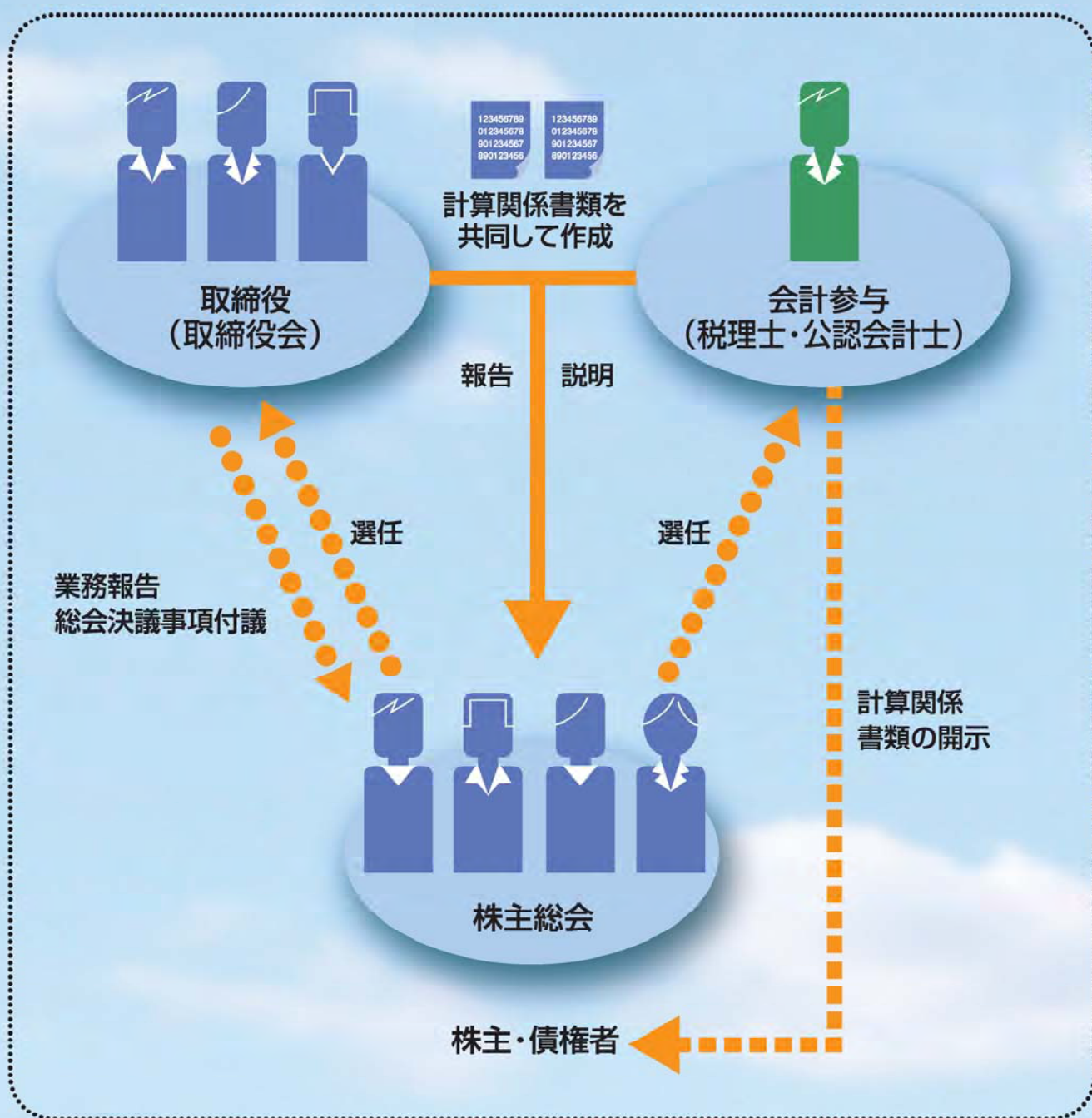
日本税理士会連合会

会計参与制度は、

計算関係書類の信頼性向上を図り、中小企業の繁栄を後押しします。

会計参与は、会計に関する専門家（税理士・公認会計士）が取締役と共同して計算関係書類を作成するとともに、その計算関係書類を会社とは別に備え置き、会社の株主・債権者の求めに応じて開示することなどを職務としています。

すべての株式会社は定款で会計参与を設置する旨を定めることができます。会計参与は主に中小の株式会社の計算関係書類の記載の正確さに対する信頼を高めるための制度です。



会計参与制度のしくみ

会計参与の職務は

会計参与は、取締役や監査役と同様に株式会社の役員ですが、他の役員とは独立した立場を維持しつつ、取締役と共同して計算関係書類を作成します。また、会社とは別にその計算関係書類を5年間備え置いて、会社の株主や債権者の請求に応じて、閲覧や謄本等の交付に対応することが義務づけられています。

- ①計算関係書類の作成
- ②会計参与報告の作成
- ③株主総会などにおける説明
- ④計算関係書類の備置き
- ⑤株主・債権者への開示(株主・債権者の求めがあった場合)
- ⑥その他

会計参与の資格者は

会計参与になれるのは会計専門家である税理士(税理士法人を含む)・公認会計士(監査法人を含む)に限られています。顧問税理士も会計参与として就任することができます。

上記の者が、その会社または子会社の取締役、監査役等の役員や従業員の場合は会計参与になれません。

会計参与の選任は

会計参与を設置することを定款で定め株主総会で選任します。

会計参与は登記事項であり、会社の登記簿に記載されます。

会計参与の報酬は

会計参与の報酬は、定款または株主総会で決定されます。

報酬は、会社の規模や従事度合い、対外的な信用度の向上などを総合的に考慮して決めることとなります。

会計参与の設置は

会計参与は株式会社の規模の大小、機関設計や株式の譲渡制限の有無にかかわらず任意に設置することができます。

会計参与は、会社や第三者に対して社外取締役と同様の責任を負うことになっています。

日本税理士会連合会のホームページで公開中!

中小企業の 会計に関する指針

「中小企業の会計に関する指針」は、会計参与が計算関係書類を作成するに当たって、拠ることが適当な会計のあり方を示しています。

「中小企業の会計に関する指針」は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4団体が法務省、金融庁および中小企業庁の協力のもとで中小企業が計算関係書類を作成するに当たって拠るべき指針を明確化するために策定しました。

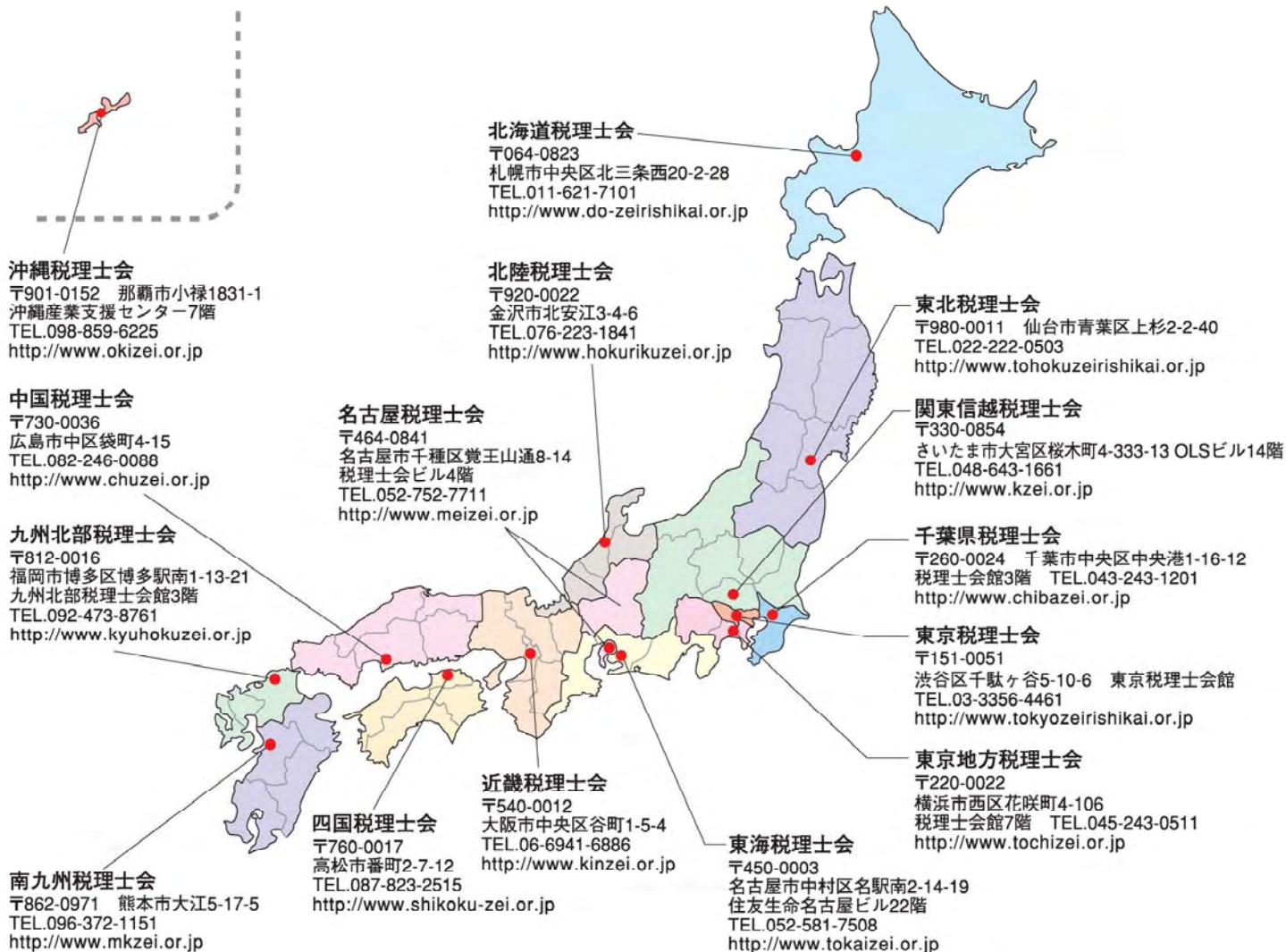
詳細は日本税理士会連合会のホームページで公開していますので、ぜひご覧下さい。

日本税理士会連合会
<http://www.nichizeiren.or.jp>

税理士会一覧

お気軽にお問い合わせください。

※日本税理士会連合会は全国15税理士会の連合体です。



日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階 電話 03(5435)0931 <http://www.nichizeiren.or.jp>